

1. 差止請求訴訟の提起（2017年1月25日）

◎発端（当会に来た相談内容）

毎月の携帯電話利用料金などの案内方法について、2015年2月請求分から紙媒体による明細書、請求書の発行を有料化（100円：口座振替等の明細は50円）

請求書の発行手数料を定める条項

「Xiサービス契約約款」第52条の2及び「FOMAサービス契約約款」第68条の2（請求書の発行に関する料金の支払義務）

サービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第1表第7（請求書等の発行に関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

※ 料金表第1表第7において、請求書の発行に係る手数料として、1契約について1通ごとに100円（税抜き）と規定

◎有料化をした根拠＝差止の対象としている条項

約款変更権の定めに関する条項

「Xiサービス契約約款」及び「FOMAサービス契約約款」第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金及びその他の提供条件は、変更後の約款によります。

◎差止請求訴訟の提起

埼玉消費者被害をなくす会において、2017年1月25日、(株)NTTドコモに対して、上記約款変更権を定めに関する条項の差止請求訴訟を東京地方裁判所に提起

●差止請求訴訟提起報告及びこれまでの経過はこちら

http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/170125_01.html

◎差止請求の理由

当該事業者が使用する無制限な約款変更権の定めは、利用者である一般消費者にとっては「消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」であり、消費者契約法第10条が適用されて無効。

契約の変更には当事者の合意が必要であるという契約一般の法理、これと同視できる例外的な場合にのみ約款変更が許されるという法理に反し（10条前段該当性）、包括的（※1）に約款の変更権限を消費者から奪い、事業者に付与する点で消費者の権利を制限し、消費者の権利を一方的に害する規定であって10条に違反する（同後段該当性）。

◎争点

なくす会の主張	(株)ドコモの主張
消費者契約法第10条前段該当性	

<p>本来、契約は、両当事者の意思の合致によって成立するもの。 約款の変更も、個別の意思の合致があって変更できるのが原則（意思主義から導かれる契約法理）であるという法理の存在 個別の合意のない約款変更は合理的な例外（意思の合致があったと同視できるような）要件を満たさない限り許されないという一般法理の存在</p>	<p>約款の変更に個別の合意が必要であるという法理は存在しない。 合理的な理由があれば個別の意思の合致がない約款変更は許されるという法理が確立されており、ドコモの条項は、これに反しない。</p>
<p>消費者契約法第 10 条後段該当性</p>	
<p>包括的に約款の変更権限を消費者から奪い、包括的に事業者に付与する点で消費者の権利を制限し、消費者の権利を一方的に害し、信義則に反する規定である。</p>	<p>合理的な範囲で約款の変更を認める趣旨の規定であり、消費者の権利を一方的に害する規定ではない。合理性を満たす要件をあらかじめ列挙するのは困難であるから、列挙しない。</p>

◎その他

なくす会の考え	(株)ドコモの考え
<p>環境への配慮</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境への配慮だけなら、個別に呼びかければよい ● 少なくとも、有料化によって(株)NTTドコモが利益を得て、利用者が負担する理由にはなっていない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保護の取組みとして、紙媒体の削減に取り組んできた
<p>経営合理性（多数契約者への一括対応の必要性）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 有料であれば、請求書を送ることも個別にできているのであるから、請求書を不要とする人だけ請求書を送付しないという個別対応もできたはず 	<ul style="list-style-type: none"> ● プランなど、個別対応をしている ● プランの即時変更も容易
<p>経営合理性（ネットでの料金確認などの代替手段の存在）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 利用料金の保存希望の場合はパソコン版のデータダウンロード機能を利用することとなり、パソコンを所持していないユーザーにとっては、保存期間が限られており、印刷できない場合もある ● これまで無料で取得できた紙媒体の請求書の代替を、わずか 4 ヶ月の閲覧機能しか認められない「eビリング」とし、これをよしとせず紙媒体の請求書を希望する場合には発行手数料の負担を甘受させることは、これまで(株)NTTドコモが負担していた顧客への情報提供のコストを安易に転嫁するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ● eビリング利用の場合、1回線あたり 20 円（税抜）を割引 ● eビリングとの公平の観点から、紙媒体での請求書の発行手数料を徴収する必要がある ● 紙媒体による案内希望の場合、発行に係る費用（印刷費、郵送費など）の一部を発行手数料としてご負担いただいている

※ 1) 包括的：全ての要素を広く網羅しているさま、総合的なさまを意味する表現。